

議案第 5 4 号

専決処分の承認を求めることについて

朝霞市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 4 年 6 月 3 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

## 専決第 2 号

### 朝霞市都市計画税条例の一部を改正する条例

朝霞市都市計画税条例（昭和 39 年朝霞市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 16 項」を「附則第 15 条第 15 項」に改める。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 35 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改める。

附則第 19 項を附則第 20 項とする。

附則第 18 項中「第 15 項から第 19 項まで、第 21 項、第 22 項、第 26 項、第 29 項、第 33 項から第 35 項まで、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項若しくは第 43 項」を「第 14 項から第 18 項まで、第 20 項、第 21 項、第 25 項、第 28 項、第 32 項から第 36 項まで、第 39 項、第 40 項若しくは第 44 項」に改め、同項を附則第 19 項とする。

附則第 17 項中「附則第 7 項及び第 9 項」を「附則第 8 項及び第 10 項」に、「附則第 7 項及び第 10 項」を「附則第 8 項及び第 11 項」に、「第 10 項及び第 11 項」を「第 9 項、第 11 項及び第 12 項」に、「附則第 10 項から第 12 項まで」を「附則第 11 項から第 13 項まで」に、「附則第 12 項の「農地」を「附則第 13 項の「農地」に、「附則第 12 項の「前年度分」を「同項の「前年度分」に、「附則第 13 項から第 15 項まで」を「附則第 14 項から第 16 項まで」に、「附則第 14 項」を「附則第 15 項」に改め、同項を附則第 18 項とする。

附則第 16 項を附則第 17 項とし、附則第 12 項から第 15 項までを 1 項ずつ繰り下げる。

附則第 11 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 12 項とする。

附則第 10 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 9 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 10 項

とする。

附則第 8 項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）」を加え、同項を附則第 8 項とする。

附則第 6 項を附則第 7 項とし、附則第 5 項の次に次の 1 項を加える。

（法附則第 15 条第 4 4 項の条例で定める割合）

6 法附則第 15 条第 4 4 項に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の朝霞市都市計画税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 3 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

令和 4 年 3 月 3 1 日専決

朝霞市長 富岡 勝則